

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



我が家のアイドル第1回 寒くてもお散歩行く🐶
(使用許諾：エイワ税理士法人 職員K)

2月

No.229

- ・ 創業企業のやるべきこと…………… P 1
- ・ 令和7年度補正予算における中小企業施策のポイント…………… P 4
- ・ 令和7年分 確定申告の変更点とポイント…………… P 6
- ・ 高齢者雇用を考える…………… P 8
- ・ 私の履歴書33 ～「事業再生の税務」第3版出版～…………… P 10
- ・ 主要補助金一覧…………… P 12
- ・ 事務所カレンダー・編集後記…………… P 13



最近、長野県には移住者が増えています。会社を設立して事業を始める方も多く、当事務所にも創業に関するご相談がしばしばあります。これらの新設法人について、質問が多い事項や、アドバイスしていることをまとめてみました。

また、当事務所のグループ会社の「株式会社しなのビジネスセンター」でも、創業相談を受け付けています。

1. 合同会社か株式会社か

公証人の定款に関する費用が不要など、設立費用が安くすむこともあり、合同会社を選択する方が多くいます。合同会社は同族のみの小さな会社や、株式や賃貸不動産の保有のみを目的とした場合には適しますが、従業員を雇用して事業を拡大していく可能性がある場合には、やはり株式会社のほうが適しています。

合同会社は、会社の組織の設計が自由な反面、事業の拡大に伴い、都度決定しなければならないことが多くなります。

2. 資本金はいくらが適当か

設立時の最低資本金制度は現在ありませんので、1万円でも10万円でも設立は可能です。しかし、会社法では配当可能利益は純資産金額300万円を下回る場合はできないことを考慮すると、300万円の資本金は欲しいところです。さらに1,000万円までは税務上最低額の地方税均等割であることもあり、対外的信用を配慮すると1,000万円までは将来増資したいところです。

3. 事業目的をたくさん列記する必要はあるか

法人番号が統一される以前は、事業目的で類似会社を峻別していましたので、10も20も列記する会社があったのですが、法人番号が登記簿と法人税で統一され、さらにインボイス番号も始まり、必要性は薄れました。

- (1) 法人税申告書など、ほとんどの書類では事業目的は1つのみ記載となっています。従って、最初の目的は日本産業分類を検索して慎重に決定してください。
- (2) 許認可の必要な事業(例えば酒類小売等)を行う予定の場合、定款の目的に入れておいてください。
- (3) 不動産の所有・管理・賃貸等も将来のために入れておいたほうがいいでしょう。
- (4) それ以外は主たる事業の付帯事業という最後の目的で包括し、4~5項目くらいにまとめたほうが、会社の事業目的がはっきりします。

4.取締役会設置会社にすべきか

株主イコール社長である場合には、取締役会は不要です。取締役会非設置会社にすれば監査役も不要です。役員の任期も最長の10年にすれば役員重任登記も10年間要らず楽になります。まず初めは、株主＝社長 一人で。

取締役会非設置会社の場合、ほぼ全ての事項を株主総会で決定できますが、株主が多くなってきた場合には、都度、開催すると決定に時間がかかり、非効率的になります。取締役会でほとんどのことが決定できるようにするために、3人以上の取締役と監査役1人の取締役会設置会社に移行すべきでしょう。株主＝取締役でない場合は、業務執行の経営責任を明確にする意味でも、取締役会設置会社のほうが良いでしょう。

5.最初の経営・節税対策... 3つの政府系共済制度

- (1) 倒産防止共済...掛金が全額損金となり、また取引先が倒産等した場合に借入ができ、40ヶ月以上掛けていれば全額返金されます。
- (2) 小規模企業共済...経営者も個人として加入できる退職金の積み立てです。全額個人所得から控除されるので、掛金分を役員報酬に加算することで、老後資金を節税しながら手当することができます。
- (3) 中小企業退職金共済...現状ほとんどの小規模、中堅企業の従業員の退職金制度はこの制度に移行しています。当事務所も採用しています。

以上3つとも厚生労働省の外郭機構が運営していますので、安心です。

当事務所でも(1)と(2)は加入手続きを代行していますので、加入していない場合はぜひ担当者にご相談ください。

6.商工会議所の創業塾の受講

各商工会議所・市町村が共同で企画している創業塾を受講することをお勧めします。基本的に安価(因みに小諸商工会議所の場合は、5~6回の講座でトータル5,000円)ですし、次のような特典もあります。

- (1) 小規模事業者持続化補助金(創業型)...会議所の支援を受けながら、チラシやWEBサイト作成、店舗改装の費用についての補助金が活用できます。
- (2) 市町村の創業補助金...小諸市の場合は、空き店舗等活用事業補助金として指定エリアを対象に最大100万円、空き店舗等活用創業支援事業補助金として市内全域対象に最大30万円の補助金制度があります。
- (3) 会社設立時の登録免許税の軽減が受けられます。
- (4) 日本政策金融公庫の創業融資制度の推薦を受けられます。商工会議所が窓口のマル経融資という無担保・無保証の融資制度もあります(会議所へ入会し6ヶ月の経営指導を受けた方が対象となります)。

7. 補助金の活用

さまざまな補助金を活用して事業の拡大と、雇用の確保を図ることが必要です。

- (1) 事業関連...ものづくり補助金・IT 導入補助金・生産性向上補助金・事業再構築補助金・小規模事業者持続化補助金(通常枠)
- (2) 人事関連...キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金・人材開発支援助成金等々多数あります。

8. メインバンクを持つこと

最初は民間1行と政府系に絞り、資金の融資を受け、順次拡大していくことがポイントと思います。銀行担当者と仲良くなり、いわば無料のコンサルを受けたり情報収集をすることで。ただし、金融融資を受ければ当然に月次の試算表と決算書の提出を求められます。

9. 月次決算を翌月半ばまでに行うこと

長期経営計画・短期経営計画も大事ですが、創業時は手探りの状態が続くと思います。毎月決算と考え、前月を振り返り、当月の営業を修正していくことが重要です。

10. 資金繰りを常に考えること

私は、自身でも10部門の資金繰りを管理していますが、各社は普通預金通帳を1本に絞り、月末の取引に赤線を引いて、残高と月次の入出金を瞬時に確認しています。創業時はそれでもいいと思いますが、複雑になってきたら資金繰表を作成しましょう。





令和7年度補正予算における中小企業施策のポイント

令和7年度補正予算において、中堅企業・中小企業・小規模事業者関連予算として約8,364億円が新規計上され、既存基金活用分を含めると約1兆1,300億円規模の支援となります。全体方針としては、単なる救済ではなく「成長投資」「賃上げ」「生産性向上」を重点的に支える予算となっています。補正予算における主な中小企業施策について、予算規模順に概要を紹介します。

1. 中堅等大規模成長投資補助金 4,121億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現することを目的とした補助金です。

(1) 中堅、中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- ・ 省力化等による労働生産性向上のための大規模な設備投資・拠点新設を支援
- ・ 新規公募分2,000億円のうち、約1,000億円を「売上高100億円を目指す企業」向けに確保

(2) 地域企業経営人材確保支援事業給付金

- ・ 大企業からの経営人材（転籍・兼業等）の受け入れに対する給付金

2. 中小企業生産性革命推進事業 3,400億円

物価高や米国関税による貿易環境の変化等の厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者が、最低賃金引上げを含む、持続的な賃上げを実現していくために、稼ぐ力を抜本的に強化する下記の5つの補助・支援等を行います。

(1) 中小企業成長加速化補助金
売上高100億円を目指す企業の大胆な投資を支援
(2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業(デジタル化・AI導入補助金)
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、 業務効率化やDXの推進 サイバーセキュリティ対策 インボイス制度への対応等 上記3件に向けたITツールの導入を支援
(3) 小規模事業者持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)
小規模事業者等が自ら経営計画を作成し販路開拓等の取組を支援
(4) 事業承継・M&A支援事業(事業承継・M&A補助金)
承継時の設備投資や専門家活用費用等を支援

(5) 総合的なソフトパッケージ支援事業

賃上げや米国関税の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施

3. 中小企業信用補完制度関連補助事業 152 億円

経営改善や事業再生に取り組む中小企業と、民間金融機関やモニタリング機能を有する者(会計事務所等)との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施します。

4. 事業環境変化対応型支援事業 148 億円

最低賃金引上げ、「省力化投資促進プラン」も踏まえた省力化促進、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税、インボイス対応等の事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化します。

5. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 101 億円

専門家による経営改善計画の策定や伴走支援にかかる費用の一部を負担します。

令和7年度補正予算における中小企業施策は、物価高や人手不足といった足元の経営課題への対応に加え、DX・GXや新事業展開を通じた、中長期的な成長力強化を同時に支援する内容となっています。資金繰り支援や省力化投資、価格転嫁対策などにより短期的な経営の安定を図りつつ、生産性向上と付加価値創出を促す政策設計が特徴と言えます。

特に、賃上げと生産性向上を一体で進める施策が重視されており、設備投資や業務改革、人材投資に取り組む企業ほど支援を受けやすい仕組みとなっています。これらの中小企業施策を上手く活用し、将来の競争力強化につなげて下さい。

(担当：英和コンサルティング)





令和7年分 確定申告の変更点とポイント

1. 主な変更点

(1) 基礎控除の変更、特定親族特別控除の新設

年末調整でもおこなわれましたが、確定申告でも同様におこなわれます。

基礎控除	58万円に引き上げ また所得階層に応じて最大95万円まで控除
特定親族特別控除	その年の12月31日現在で、19歳以上23歳未満の親族が対象 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得のみの場合は123万円超188万円以下）の場合、最大63万円まで控除

なお、昨年実施された「定額減税」は廃止となっています。

(2) 「特定親族特別控除」の創設に伴い、申告書の様式が下記の通り追加されました。

左 し 引 か わ	配偶者 (特別控除)	区分1	<input type="checkbox"/>	区分2	<input type="checkbox"/>	② ~ ③	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	0	0
	扶養控除	区分	<input type="checkbox"/>			③	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	0	0
	特定親族 特別控除	区分	<input type="checkbox"/>	人数	<input type="checkbox"/>	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	0	0
	基礎控除					⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	0	0	0

詳細は事務所ニュース令和7年10月号「令和7年分年末調整について ~改正点と実務対応~」をご参照ください。

2. 確定申告の主なポイント~納税について

(1) 令和7年分の申告期限と納付期限

税目	申告期限	納付期限 (現金等による納税)	納付期限 (振替納税)
所得税・復興特別税	令和8年3月16日	令和8年3月16日	令和8年4月23日
消費税・地方消費税	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年4月30日

新規の口座振替や金融機関の変更の場合、提出期限は令和8年3月16日までとなっています。
振替納税の金融機関が「旧長野銀行」の場合、改めて提出する必要があります。

(2) それ以外の納税方法

納税方法は現金、振替納税以外にも次の方法があります。

納付方法		納付期限
インターネット バンキング等	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法	令和8年3月16日



・高年齢者雇用を考える

社会保険労務士業務においては就業規則の相談を受けることが多いのですが、従業員構成を伺うと、「今年 65 歳を迎える人が 3 人」とか「40 代が 2 名、50 代が 4 名、あとは 60 代」など、高年齢化が進んでいる現状を目の当たりにします。

少子高齢化が急速に進む日本では、人材確保の観点から高年齢者の雇用維持、あるいは新たな働き手としての雇用も一般化しました。

高年齢者雇用対策は、65 歳までの雇用確保義務と 70 歳までの就業確保努力義務を事業主に課し、働く意欲のある高年齢者が年齢に関わらず活躍できる社会を目指します。高年齢雇用のメリット・デメリットは下記の表のように言われています。

高年齢者雇用のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験豊富で即戦力となる ・ 労働力不足の解消と貢献 ・ 職場の活性化と多様性の向上 ・ 助成金など国からの支援が受けられる ・ 柔軟な勤務体制やバリアフリー設備の導入など働きやすい職場環境の実現
高年齢者雇用のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康面と労働能力の維持が必要 ・ デジタル技術への対応（ITスキルを必要とする業務では習得に時間がかかる？） ・ 職場文化への順応（若手社員とのコミュニケーション、働き方に対する期待値の違い） ・ 賃金水準（現役時代より下げるとモチベーション維持が難しい） ・ 役割の割り当て（現役時代より責任の範囲が狭くなるとモチベーション低下につながる）

日本の人口が減少する一方、65 歳以上人口は増加し、2055 年には高齢化率 40%を超える推計です。このような状況の中、高年齢者の労働力は経済の活力維持に不可欠であり、「生涯現役社会」の実現が目指されます。

ここでは、高年齢者の雇用を推進・安定させるため、活用できる助成金や補助金、高年齢雇用継続給付金制度等についてご案内いたします。

1. 高年齢者雇用継続給付金制度

高年齢者雇用継続給付金制度には、「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」があります。

（1）高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険（基本手当等）を受給していない人を対象とする給付金で、被保険者であった期間が 5 年以上である 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者で、原則として、60 歳以降の賃金が 60 歳時の賃金より 75% 未満に低下した場合に支給されます。支給期間は 60 歳到達月から 65 歳到達月までです。

(2) 高年齢再就職給付金

雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した人を対象とする給付金で、基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった人で、基本手当の支給日数を100日以上残して再就職した場合に支給されます。

2. 助成金

(1) 65歳超雇用推進助成金

本助成金は、高年齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成するものであり、次の3コースで構成されています。

65歳超継続雇用促進コース
65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成
高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成
高年齢者無期雇用転換コース
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成

(2) 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

会社の年齢構成を見たときに、高齢者が活躍している会社であればあるほど、若手社員の採用・育成を高齢者が元気なうちに行う必要があります。

参考資料 日本法令ビジネスガイド 12月号
(担当：総務部)





1. 倒産村とは？

「倒産村」とは、主として企業再生や法的整理（倒産処理）を専門に手掛ける弁護士、公認会計士、コンサルタントなどが集まる専門家コミュニティを指す言葉です。法的整理のプロフェッショナルとして大手企業の破綻処理や再生を数多く手掛けるメンバーが、一種の村のように狭い業界内で信頼関係（喧々諤々の議論）を持って活動している様子を表現した言葉です。（AI から）

その中心的な組織の一つが「事業再生実務者協会」です。2003年に設立された会員500人の一般社団法人で、代表理事の一人が小林信明弁護士です。私的再生で破産せずに連帯保証を解除できる「連帯保証ガイドライン」の作成の立役者でもあります。また日本で唯一、事業再生ADRができる認定団体となっています。

また、破産については「全国倒産処理弁護士ネットワーク」があります。こちらは2002年に設立され弁護士が5,000人加入しており、依然として再生より破産のほうが多い事象を反映しています。

2. 再生と破産の税務

通常の継続企業や個人事業と異なり、再生と破産の会社個人には通常と異なる税法があり、民事再生法や私的整理、あるいは子会社整理などについては、いくつもの裁判例を通じて、個別通達（文書回答事例）が発出され、非常に複雑になっています（ほとんどの税理士が通常では目にしない条文等です）。このため、中村茂美税理士を中心に全国事業再生税理士ネットワークが平成16年2月に設立され、大蔵財務協会の中に事務局がつくられ、私も参加いたしました。ただ、不良債権処理が一段落してからは、あまり目立った活動はなくなりましたが...

この組織で再生の税務の共著を出すこととなり、「事業再生の税務50選」を平成24年3月に出版しました。私も、実務で取り扱った100%増減資などを執筆しましたが、実務上は非常に役立つ本になったと思います。

その後、5年後の平成29年3月に改訂版が出て、今年1月にまた改訂版がでました。今回は100を超えるQ&Aとなっています。

3. 事業再生の法人税の特例

大きく次の3つの特例があるのですが、使うには非常にハードルが高く苦労するところです。

（1）資産の評価損の損金算入

会社更生法・民事再生法では資産の含み損を実現損として損金化し、債権者からの債務免除益に充当することが認められています。しかし私的再生においては極めて例外的にしか認められず、私は民事再生以外では実施できずにいます。

(2) 期限切れ欠損金の損金算入

民事再生等の場合は継続企業でも債務免除益に対して、青色欠損金を超える部分につき会計上の欠損金を充当して課税が発生しないように手当されています。また、私的再生等の場合には解散すれば清算事業年度で利用できるため、第二会社方式で会社分割して金融債務だけ残った旧会社につき期限切れ欠損金を利用して清算結了することができます。

(3) 期限切れ欠損金の青色欠損金より優先利用

民事再生において、せっかく債権放棄を受けて再生を始めたにもかかわらず、再生1年目から繰越の青色欠損金がないために、法人税課税が生じてしまうこととなるため、実務家からの強い要請により、青色欠損金を残して繰り越せるようになりました。ただしこの特例が適用できるのはほぼ民事再生法の場合に限られます。

4. 個人の再生の特例

次の3つの特例を利用できます。

(1) 強制換価等による資産の譲渡所得の非課税(所得税法9条)

資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な場合で、競売等の強制換価手続きの執行が避けられない場合で、譲渡対価が債務の弁済に充てられる場合に非課税となるものです。必ずしも競売でなければならないわけではなく、その状態であることを立証できれば、任意売却でも適用可能です。

(2) 保証債務の履行による譲渡所得の非課税(所得税法64条2項)

他人や同族企業の保証債務の履行のための不動産や有価証券を譲渡し代位弁済した場合には課税されない制度です。ただし譲渡所得の脱税に利用することが多発したこともあり、求償権を確定申告時までには放棄したり、それなりに条件をそろえる必要があります。

(3) 個人債務の免除益の非課税(所得税法44条の2)

破産法の免責許可の決定や民事再生法による再生計画認可決定があった場合で、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合には債務免除益は非課税となる規定です。

事業再生には社長の連帯保証解除が同時に行われるため、特に(2)の保証債務履行の特例を利用することが多かったのですが、「連帯保証ガイドライン」ができてからは、豪華ではない自宅は譲渡せずに連帯保証解除ができるようになったり、最悪でも親族に譲渡して(2)を利用して実質的に自宅を守ることができるようになっていきます。





省力化投資補助金【カタログ型】	
状 況	随時申請受付中
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
省力化投資補助金【一般型】第5回公募	
状 況	申請受付中 申請締切 2026年2月27日
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/
新事業進出促進補助金 第3回	
状 況	申請開始 2026年2月17日 公募締切日 2026年3月26日
参照先	https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/
成長加速化補助金	
状 況	申請開始 2026年2月24日 公募締切日 2026年3月26日
参照先	https://growth-100-oku.smrj.go.jp/#link03
事業承継・引継ぎ補助金 14次募集	
状 況	申請開始 2026年2月27日 公募締切日 2026年4月3日
参照先	https://shoukei-mahojokin.go.jp/
小規模事業者持続化補助金【一般型 通常枠】第19回公募	
状 況	申請開始 2026年3月6日 公募締切日 2026年4月30日
参照先	https://r6.jizokukahojokin.info
ものづくり補助金 第23次募集	
状 況	申請開始 2026年4月3日 公募締切日 2026年5月8日
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html

【八十二銀行と長野銀行の合併に伴う注意点】

八十二銀行と長野銀行の合併に伴い、長野銀行の口座において、店名・店番号・口座番号が変更されます。そのため、振込先が長野銀行口座となっている取引先や従業員様へ支払いを行う場合（仕入代金・家賃・給与等の振込）については、新しい振込先（銀行名・店番号・口座番号）への変更が必要となります。

つきましては、取引先や従業員様から新しい口座情報を確認のうえ、速やかに給与システム等へ登録し、情報を更新していただく必要がございます。

また、八十二銀行の口座を利用している場合でも、銀行名を「八十二銀行」から「八十二長野銀行」への変更が必要となりますのでご注意ください。（税金・公共料金・クレジットカードなど各種料金の口座振替については手続きの必要はないとのことです。）



事務所カレンダー



3月	3日(火)	会議日
	7日(土)	営業日
	14日(土)	営業日
	16日(月)	個人確定申告期限
協会けんぽ保険料率改定(予定)		
4月	2日(木)	会議・研修日
	25日(土)	営業日
	23日(木)	所得税振替日(個人振替納税者)
	30日(木)	消費税振替日(個人振替納税者)

この予定は変更となる場合もございます

毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 3:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**



編集後記

事務所ニュース 2月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

今年の事務所ニュースの表紙は、エイワ税理士法人職員提供による「わが家のアイドル」をテーマにお送りします。

2月号の表紙は、自宅の外で飼われている柴犬(ちづる・14歳)です。夏場は涼しい屋内に避難させても、ぼーっとして、名前を呼んでも反応が鈍く辛そうな日々でしたが、冬になってから元気を取り戻しました。どんなに寒い日でも、晴れている日は朝から日向ぼっこをしていて癒されると同時に寒さに負けない強さに元気をもらっています。

今年の冬は特に大雪による被害が多く、豪雪地帯では特に屋根の雪下ろしなどの除雪作業中の事故が多発していると報道にありました。該当の地域の皆様はご自身やご家族の安全第一でお過ごしください。雪による被害が一刻も早く解消されることを祈っています。

